

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-86633

(P2017-86633A)

(43) 公開日 平成29年5月25日(2017.5.25)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード(参考)
A 4 7 B 13/02 (2006.01)	A 4 7 B 13/02	3 B 0 5 3
A 4 7 B 7/00 (2006.01)	A 4 7 B 7/00	A
A 4 7 B 13/08 (2006.01)	A 4 7 B 13/08	Z

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2015-222746 (P2015-222746)	(71) 出願人	000152228
(22) 出願日	平成27年11月13日 (2015.11.13)		株式会社内田洋行
			東京都中央区新川2丁目4番7号
		(74) 代理人	100105957
			弁理士 恩田 誠
		(74) 代理人	100068755
			弁理士 恩田 博宣
		(72) 発明者	岡本 安都夫
			東京都中央区新川2丁目4番7号 株式会
			社 内田洋行 内
		Fターム(参考)	3B053 NR01

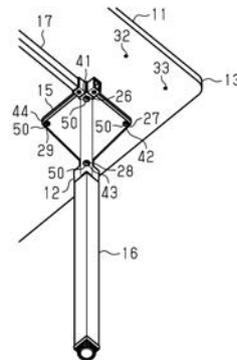
(54) 【発明の名称】 テーブル

(57) 【要約】

【課題】脚部の位置を変更する際の作業を容易にすることができるテーブルを提供する。

【解決手段】テーブルは、角形の天板11と、脚本体16、及び脚本体16を天板11に取り付けるためのブラケット15を有する脚部12とを備える。ブラケット15は、天板11に対する位置が固定され、且つ、ブラケット15の回転中心となる第1取付部41と、天板11に対する位置がブラケット15の回転によって可変とされる第2取付部42～第4取付部44とを有する。脚部12は、天板11の隅部から下方に脚本体16が延びる位置である第1支持位置と、第1支持位置での第2取付部42～第4取付部44の位置が変わることで脚本体16が隅部からオフセットされた位置に配置される第2支持位置とのいずれかに選択的に配置される。

【選択図】 図4



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

角形の天板と、

脚本体、及び当該脚本体と連結し前記天板の裏面に設けられたブラケットを有する脚部とを備え、

前記ブラケットは、前記天板に対する位置が固定され、且つ、前記ブラケットの回動中心となる固定部と、前記天板に対する位置が前記ブラケットの回動によって可変とされる可変部とを有し、

前記脚部は、前記天板の隅部から下方に前記脚本体が延びる位置である第 1 支持位置と、前記第 1 支持位置での前記可変部の位置が変わることで前記脚本体が前記隅部からオフセットされた位置である第 2 支持位置とのいずれかに選択的に配置されるテーブル。

10

【請求項 2】

前記ブラケットの前記固定部及び前記可変部は、螺子及び螺子を貫挿する貫通孔から構成され、

前記天板には、前記第 1 支持位置において前記螺子が螺合される被取付部と、前記第 2 支持位置において前記螺子が螺合される被取付部とが設けられ、前記第 1 支持位置において使用される被取付部及び前記第 2 支持位置において使用される被取付部のうち、前記可変部に対応する一つが共有される

請求項 1 に記載のテーブル。

【請求項 3】

20

前記第 2 支持位置は、前記第 1 支持位置に対して前記固定部を中心に前記ブラケットを所定の回転角度だけ回転させた位置であって、

前記固定部は、前記天板を支持する補強材が取り付けられるポートを 1 対有し、

前記 1 対のポートがなす角度は前記所定の回転角度と同一である

請求項 1 又は 2 に記載のテーブル。

【請求項 4】

前記固定部は、前記第 1 支持位置と前記第 2 支持位置との間で前記ブラケットの回動中心となる回動軸を備える

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載のテーブル。

【請求項 5】

30

前記回動軸は、前記天板を支持する補強材の端部を支持する

請求項 4 に記載のテーブル。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、脚部の取付位置を変更することができるテーブルに関する。

【背景技術】**【0002】**

角形の天板を備えたテーブルには、天板の隅部に脚部を取り付けたものがある。このようなテーブルを連結して使用する場合、一方の天板の隅部と他方の天板の隅部とが接する連結部分にユーザが着座する際、脚部が邪魔になることがある。

40

【0003】

この課題に対し、脚部を、天板の隅部又は略隅部に位置する第 1 脚取付部と、該第 1 脚取付部より内方に位置する第 2 脚取付部との間で選択的に取り付けられるテーブルが提案されている（例えば、特許文献 1 参照）。また、第 2 脚取付部に取り付けられた脚部は連結部材を介して連結される。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0004】**

【特許文献 1】特許第 4 2 0 4 8 1 9 号公報

50

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

しかし、上記テーブルにおいては、脚部の位置を第1脚取付部から第2脚取付部へ変更する際、脚部を天板から取り外して第2脚取付部に取り付ける必要がある。そのため、脚部の位置決めを手間がかかる他、取り外し及び取り付けに要する作業量が多大となる。このように、脚部を異なる位置へ選択的に配置するための取付作業については、なお改善の余地が残されている。

【0006】

本発明は、上記課題を解決するためになされたものであり、その目的は、脚部の位置を変更する際の作業を容易にすることができるテーブルを提供することにある。

10

【課題を解決するための手段】**【0007】**

以下、上記課題を解決するための手段及びその作用効果について記載する。

上記課題を解決するテーブルは、角形の天板と、脚本体、及び当該脚本体を当該脚本体と連結し前記天板の裏面に設けられたブラケットを有する脚部とを備え、前記ブラケットは、前記天板に対する位置が固定され、且つ、前記ブラケットの回動中心となる前記固定部と、前記天板に対する位置が前記ブラケットの回動によって可変とされる可変部とを有し、前記脚部は、前記天板の隅部から下方に前記脚本体が延びる位置である第1支持位置と、前記第1支持位置での前記可変部の位置が変わることで前記脚本体が前記隅部からオフセットされた位置である第2支持位置とのいずれかに選択的に配置される。

20

【0008】

上記構成によれば、複数のテーブルを連結させて使用する際に、テーブルのうち他のテーブルに連結される側に位置する脚部を第2支持位置に設けることで、脚部を、その脚部の近傍に着座するユーザの邪魔にならないようにすることができる。また、脚部の位置を変更する際、固定部の位置を維持したまま、固定部を中心にブラケットを回動させることによって、可変部の位置を変更する。したがって、ブラケットに設けられた取付部の位置を全て変更して天板に脚部を取り付ける場合に比べ、脚部の位置を変更するための作業量を減少させることができる。また、固定部の位置は固定されているため、脚部の位置決めを簡単に行うことができる。したがって、天板への脚部の取付作業を容易にすることができる。

30

【0009】

上記テーブルについて、前記ブラケットの前記固定部及び前記可変部は、螺子及び螺子を貫挿する貫通孔から構成され、前記天板には、前記第1支持位置において前記螺子が螺合される被取付部と、前記第2支持位置において前記螺子が螺合される被取付部とが設けられ、前記第1支持位置において使用される被取付部及び前記第2支持位置において使用される被取付部のうち、前記可変部に対応する一つが共有されることが好ましい。

【0010】

上記構成によれば、第1支持位置において使用される被取付部及び第2支持位置において使用される被取付部のうち、固定部に対応する被取付部のほか、可変部に対応する一つが共有されるので、天板に形成される螺子孔の数を減らすことができる。そのため、製造コストを低減することができる。

40

【0011】

上記テーブルについて、前記第2支持位置は、前記第1支持位置に対して前記固定部を中心に前記ブラケットを所定の回転角度だけ回転させた位置であって、前記固定部は、前記天板を支持する補強材が取り付けられるポートを1対有し、前記1対のポートがなす角度は前記所定の回転角度と同一であることが好ましい。

【0012】

上記構成によれば、第1支持位置に配置された脚部を、所定の回転角度だけ回転させて第2支持位置にしたとき、1対のポートのうち一つが第1支持位置でのポートの位置と同

50

じ位置となる。そのため、固定部は、第2支持位置においても補強材を支持することができる。

【0013】

上記テーブルについて、前記固定部は、前記第1支持位置と前記第2支持位置との間で前記ブラケットの回動中心となる回動軸を備えることが好ましい。

上記構成によれば、脚部を第1支持位置から第2支持位置に変更するときに回動軸を中心にブラケットを回動させることができる。そのため、脚部の位置の変更を容易に行うことができる。

【0014】

上記テーブルについて、前記回動軸は、前記天板を支持する補強材の端部を支持することが好ましい。

上記構成によれば、回動軸は、ブラケットを回動させる軸として機能するだけでなく補強材の端部を支持する機能を有することができる。

【発明の効果】

【0015】

本発明に係るテーブルによれば、脚部の位置を変更する際の作業を容易にすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】テーブルの一実施形態について、その全体構成を示す斜視図。

【図2】同実施形態のテーブルの天板の一部、及び脚部の分解斜視図。

【図3】同実施形態について、第1支持位置に配置された脚部の斜視図。

【図4】同実施形態について、第2支持位置に配置された脚部の斜視図。

【図5】同実施形態における連結された1対のテーブルの斜視図。

【図6】他の実施形態のテーブルについて、脚部を中心とした部分を示す底面図であって、(a)は脚部が第1支持位置に配置された状態、(b)は脚部が第2支持位置に配置された状態を示す。

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下、図1～図5を参照して、テーブルの一実施形態を説明する。

図1に示すように、テーブル10は、角形の天板11と、天板11を支持する4本の脚部12を備える。脚部12は、天板11に取り付けられるブラケット15と、ブラケット15に連結する脚本体16とを備える。ブラケット15は、天板11の隅部13よりも天板11の中心寄りの位置に取り付けられる。隣接する1対のブラケット15の間には、天板11を支持する補強材17が架設されている。補強材17は、天板11の辺と平行となるように取り付けられる。本実施形態においては、4本の補強材17が設けられる。

【0018】

図2に示すように、ブラケット15は、ベース20と、ベース20から突出する細長状の梁部21とを備える。梁部21は、ベース20の強度を高めている。ベース20は、菱形、正方形、長方形など、梁部21を中心として対称となる形状に形成されている。ベース20の4つの隅部には、取付部を構成する第1貫通孔26～第4貫通孔29が形成されている。第1貫通孔26は、梁部21を貫通している。また、第1貫通孔26は、螺子50とともに、天板11の裏面の2次元の位置が固定される第1取付部41を構成する。第1取付部41は、固定部に対応する。

【0019】

第1取付部41は、補強材17の端部を支持する1対のポート23を備える。各ポート23は、互いに90度の角度をなす。各ポート23には、補強材17に形成された孔にボルト等を締結するための締結孔24が形成されている。

【0020】

第2貫通孔27～第4貫通孔29は、第1貫通孔26から時計回り方向に順に配置され

10

20

30

40

50

る。第2貫通孔27～第4貫通孔29は、螺子50とともに第2取付部42～第4取付部44を構成する。第3貫通孔28は、梁部21を貫通している。なお、第2取付部42～第4取付部44は、可変部に対応する。なお、第1取付部41～第4取付部44を構成する螺子50は、第1貫通孔26～第4貫通孔29の深さに合わせた長さとなっている。

【0021】

梁部21の端部のうち、ポート23が設けられた端部と反対側の端部には、脚本体16を取り付けるための脚本体固定部25が設けられている。脚本体固定部25は、ベース20の外側に張り出し、天板11の隅部13に配置される。本実施形態では、脚本体固定部25は、四角柱状の脚本体16に内嵌される四角形状に形成されているが、円柱状の脚本体16等、ほかの形状の脚本体16に合わせた形状に形成されていけばよい。

10

【0022】

脚本体16は、中空状の支柱39を備えている。また、支柱39の下端部にはキャップ37、及び脚本体16の高さを調整するためのアジャスタ38が設けられている。

天板11の裏面には、第1被取付部31～第6被取付部36が設けられている。第1被取付部31～第6被取付部36は、内周面に雌螺子を有する螺子孔であり、その深さは天板11の厚さよりも小さい。第1被取付部31には、ブラケット15の第1貫通孔26が合わせられ、第1貫通孔26を介して螺子50が第1被取付部31に螺合される。第2被取付部32及び第3被取付部33の間の距離と、第4被取付部34及び第5被取付部35の間の距離とは等しくなっている。また、第3被取付部33及び第4被取付部34の間の距離と、第5被取付部35及び第6被取付部36の間の距離は等しくなっている。さらに、第1被取付部31及び第2被取付部32の間の距離、第1被取付部31及び第4被取付部34の間の距離、第1被取付部31及び第6被取付部36の間の距離は等しくなっている。

20

【0023】

次に図3～図5を参照して、本実施形態の作用について説明する。天板11に対する脚部12の取付状態のパターンは、脚部12を第1支持位置にする第1取付状態と、第2支持位置にする第2取付状態との2通りである。

【0024】

図3を参照して、第1支持位置について説明する。脚部12を第1支持位置にする際は、天板11の第1被取付部31とブラケット15の第1貫通孔26とを合わせ、第1貫通孔26を介して第1被取付部31に螺子50を螺合する。同様に、第2被取付部32及び第2貫通孔27、第3被取付部33及び第3貫通孔28、第4被取付部34及び第4貫通孔29をそれぞれ位置合わせして、第2被取付部32～第4被取付部34に螺子50を螺合する。これにより、脚本体16は、第1支持位置に配置される。具体的には、脚本体16の基端部は天板11の隅部13に配置され、脚本体16は隅部13から下方に延在する。1台のテーブル10を単独で使用する場合には、4本の脚部12を全て第1支持位置にすることが好ましい。

30

【0025】

図4を参照して、第2支持位置について説明する。第1支持位置の脚部12を第2支持位置にする際は、第1被取付部31に螺合された螺子50を緩めて、第1取付部41を中心にブラケット15を天板11の裏面に沿って90度回転させる。例えば図3に示す第1支持位置の脚部12においては、時計回り方向に回転させる。そして、第4被取付部34及び第2貫通孔27、第5被取付部35及び第3貫通孔28、第6被取付部36及び第4貫通孔29をそれぞれ位置合わせして、第4被取付部34～第6被取付部36に螺子50を螺合させ、第1被取付部31の螺子50を締める。これにより、脚本体16は、第2支持位置に配置される。具体的には、脚本体16は、隅部13から天板11の辺の中間点に向かってオフセットされた位置に配置される。

40

【0026】

また、脚部12を第2支持位置から第1支持位置に変更する際は、第1被取付部31に螺合された螺子50を緩め、第1支持位置から第2支持位置へ変更する際とは反対方向に

50

ブラケット 15 を 90 度回転させる。また、第 2 被取付部 32 ~ 第 4 被取付部 34 に、第 2 貫通孔 27 ~ 第 4 貫通孔 29 をそれぞれ位置合わせする。そして、第 1 被取付部 31 の螺子 50 を締め、第 2 被取付部 32 ~ 第 4 被取付部 34 に螺子 50 を螺合する。

【0027】

第 2 支持位置では、第 1 取付部 41 に設けられた 1 対のポート 23 のうち、天板 11 のうち隣接する脚部 12 側のポート 23 にのみ補強材 17 が挿入される。

図 5 に示すように、テーブル 10 を連結して使用する場合、他方のテーブル 10 に接する辺に取り付けられた脚部 12 を第 2 支持位置とし、その他の脚部 12 を第 1 支持位置にする。第 2 支持位置の脚部 12 は、脚本体 16 が隅部 13 からオフセットされているため、一対のテーブル 10 の連結部分にユーザが着座する際にも脚部 12 が邪魔にならない。

10

【0028】

このように、第 1 支持位置から第 2 支持位置に変更する際にも、ブラケット 15 の第 1 貫通孔 26 を天板 11 の第 1 被取付部 31 の位置に合わせた状態を維持すればよい。また、第 4 被取付部 34 は、第 1 支持位置と第 2 支持位置とで共有される。そのため、全ての貫通孔の位置を変更する場合には、天板 11 に 8 つの孔を形成する必要があるが、本実施形態のように第 1 貫通孔 26 の位置を変更せず、第 4 被取付部 34 を共有する場合には、6 つの被取付部を天板 11 に形成すれば足りる。製造コストは、被取付部を形成する工数等に応じて決まるため、被取付部の数を低減することで、製造コストを低くすることができる。

【0029】

20

また、取付作業の際には、第 2 被取付部 32 ~ 第 4 被取付部 34 に螺子 50 を螺合すればよい。そのため、全ての貫通孔の位置を変更する場合に比べ作業量を低減することができる。また、第 1 支持位置から第 2 支持位置に変更する際は、第 1 貫通孔 26 の位置を変えずに、第 1 貫通孔 26 を中心にブラケット 15 を 90 度回転させて、第 2 被取付部 32 ~ 第 4 被取付部 34 に螺子 50 を取り付ければよい。そのため、ブラケット 15 の位置決めを容易に行うことができる。

【0030】

以上説明したように、第 1 の実施形態によれば、以下に列挙する効果が得られるようになる。

(1) 複数のテーブル 10 を連結させて使用する際に、テーブル 10 のうち他のテーブル 10 に連結される側に位置する脚部 12 を第 2 支持位置にすることで、その脚部 12 の近傍に着座するユーザの邪魔にならないようにすることができる。また、脚部 12 の位置を変更する際、第 1 取付部 41 の位置を維持したまま、ブラケット 15 を第 1 取付部 41 を中心に回転させることによって、第 2 取付部 42 の位置を変更することができる。したがって、ブラケット 15 に設けられた取付部の位置を全て変更して天板 11 に脚部 12 を取り付ける場合に比べ、脚部 12 の位置を変更するための作業量を減少させることができる。また、第 1 取付部 41 の位置は固定されているため、脚部 12 の位置決めを簡単に行うことができる。したがって、天板 11 への脚部 12 の取付作業を容易にすることができる。

30

【0031】

40

(2)、第 1 支持位置において使用される被取付部及び第 2 支持位置において使用される被取付部のうち、第 1 被取付部 31 のほか、第 4 被取付部 34 が共有されるので、天板 11 に形成される螺子孔の数を減らすことができる。そのため、製造コストを低減することができる。

【0032】

(3) 第 1 支持位置に配置された脚部 12 を、90 度回転させて第 2 支持位置にしたとき、1 対のポート 23 のうち 1 つが第 1 支持位置でのポート 23 の位置と同じ位置となる。そのため、第 1 取付部 41 は、第 2 支持位置においても補強材 17 を支持することができる。

【0033】

50

なお、上記各実施形態は、以下のように適宜変更して実施することもできる。

・図6(a)に示すように、ブラケット15の第1取付部41は、梁部21の端部に形成された第1貫通孔26に、回動軸40を回動可能に備えていてもよい。また、第1取付部41は、補強材17の端部を支持している。図6(b)に示すように、第1支持位置から第2支持位置へ変更する場合には、回動軸40を中心にブラケット15を回動させればよい。この態様においても、第1支持位置と第2支持位置との間で脚部の位置を変更するときの作業が容易になる。

【0034】

・上記実施形態では、天板11の裏面に第1被取付部～第6被取付部31～36を形成したが、これらを省略してもよい。例えば、脚部12を、第1支持位置から第2支持位置に変更する際、螺子50を、第2貫通孔27～第4貫通孔29を介して天板11に挿入することで脚部12を固定してもよい。

10

【0035】

・上記実施形態では、第1支持位置から第2支持位置へ脚部12の位置を変更するとき、ブラケット15を90度回転させるようにしたが、回転角度は、テーブル10の構成等によって決められる第2支持位置の位置に応じて変更してもよい。例えば、第2支持位置を、天板11の辺よりも天板11の中心側に配置する場合には回転角度を90度よりも大きい角度に設定すればよい。

【0036】

・第1支持位置は、必ずしも角形の天板11の角部に脚本体16が配置される位置でなくてもよく、脚本体16が角部の近傍に配置される位置であればよい。第2支持位置は、必ずしも脚本体16が天板11の辺に配置される位置でなくてもよく、天板11の隅部からオフセットされた位置であればよい。

20

【0037】

・上記実施形態では、4本の補強材17をテーブル10に設けたが、単数又は4本以外の複数であってもよい。また、補強材17の数に応じて、ブラケット15のポート23の数は変更可能である。

【0038】

・テーブル10は、4本以外の脚部12を有するものであってもよい。そのテーブル10であっても、他のテーブル10に接する辺の脚部12を第2の取付状態にすればよい。

30

・天板11の重量等に応じて、補強材17の数を変更してもよい。また、補強材17の数に合わせて、ポート23の数を変更してもよい。

【符号の説明】

【0039】

10...テーブル、11...天板、12...脚部、13...隅部、15...ブラケット、16...脚本体、17...補強材、20...ベース、21...梁部、23...ポート、25...脚本体固定部、26～29...第1貫通孔～第4貫通孔、31～36...第1被取付部～第6被取付部、39...支柱、40...回動軸、41～44...第1取付部～第4取付部、50...螺子。

【 図 6 】

